

## 地方創生「総合戦略 2018 改訂版」の注目ポイント

### ～東京一極集中の是正をねらう2つの新施策～

木村 俊文

#### 東京一極集中と地方の担い手不足

第2次安倍政権が推進する「地方創生」政策は、2015年度からの5ヶ年計画として始まり、まもなく4年が経過しようとしている。

政府はこれまで、企業の地方拠点強化税制や政府機関の地方移転のほか、大学改革など、地方への新しいひとの流れをつくるため様々な施策に取り組んできた。

しかし、若者を中心とした東京圏（東京・埼玉・千葉・神奈川の1都3県）への転入超過は継続しており、一極集中に歯止めがかかっていない。一方、地方では就業者数が減少し、中小企業の人手不足が深刻化している。

こうしたなか、政府は18年12月末に取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」において、東京一極集中の是正に向けた取組みの一環として、新たに2つの施策を打ち出した。

する場合、最大300万円を補助する制度を始める（図表1）。

移住支援は、一定期間（5年以上が目安）継続して移住先に住む意思があることを前提として、都道府県が今後開設する移住希望者と中小企業等とのマッチングサイトに掲載された先に就職した場合、または社会的事業を起業した場合（後述）、最大100万円が支給される。なお、東京圏であっても過疎地域や離島など条件不利地域に移住する場合も対象になる。

一方、起業支援は、地域の課題解決に資する社会的事業を東京圏以外で新たに起業する人を対象に、事業費への助成として最大200万円が支給される。事業分野としては、買い物弱者支援やまちづくり推進など幅広い内容が想定される。なお、東京圏以外の居住者が地方にいたままで社会的事業を起業した場合でも、起業支援金を受けることができる。

#### 起業・移住支援金の創設

第一は、UIJターンによる起業・就業を支援する補助金制度の創設である。

政府は、19年度から東京23区の在住者または東京圏在住で23区への通勤者（いずれも直近5年以上）が、東京圏以外に移住して起業・就業

図表1 UIJターンによる起業・就業支援

目的	東京圏 <sup>注1</sup> からのUIJターン促進および地方の担い手不足対策
支援対象者	以下の①から③の全ての要件を満たす者 ① 東京23区在住者または23区への通勤者 <sup>注2</sup> ② 東京圏以外の道府県に移住した者 <sup>注3</sup> ③ 移住地で中小企業等 <sup>注4</sup> に就業または起業した者
事業主体	地方公共団体
支援内容	移住・起業に要する費用
金額	中小企業等に就業した場合：移住支援として <b>最大100万円</b> 起業した場合：移住支援+起業支援として <b>最大300万円</b>

（資料）「地域魅力創造有識者会議・配布資料1-2（18年10月31日）」を参考に「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」より作成

（注1）東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県。

（注2）東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域<sup>注5</sup>在住者を除く。

（注3）東京圏の条件不利地域に移住した者を含む。

（注4）地方公共団体がマッチング支援の対象とした中小企業等。

（注5）過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法および小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

政府は20年度からの次期5ヶ年計画を見据えて今後6年間この制度を実施し、UIJ ターンによる起業・就業者数の目標（6年間で6万人）達成を目指す。

### 中枢中核都市の機能強化

第二は、活力ある地域社会を維持するための、中枢中核都市の機能強化である。政府は、東京圏以外で一定の条件を満たす政令指定都市や県庁所在市などを「中枢中核都市」と位置づけ、新たに全国82市を選定した（図表2）。

政府は中枢中核都市の条件として、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動や住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、などの機能・性格が備わっていることを挙げている。ただし、昼間人口が少ないベッドタウンの市は除かれた。

これらの都市は、進学や就職を機に東京圏へ転出する若者が多いことが特徴である。そこで、国が地方都市の産業育成やまちづくりを支援することにより雇用創出につなげるなど、東京圏への人口流出を抑止することが狙いとなっている。

政府は、中枢中核都市が共通に抱えている課題（まちなか活性化、住宅団地再生、国際的なビジネス環境の整備等の政策テーマ）を対象とし、希望する自治体の計画に応じて省庁横断チームが現地に赴くなど、手厚く支援する方針である。また、中枢中核都市の機能強化には地方創生推進交付金が活用されるが、現行では市区町村で一律となっている交付上限額を見直し、19年度以降は中枢中核都市向けの上限を新設する方針も示している。

このように中枢中核都市では、財政面中心に支援が拡充されることから、地域

図表2 中枢中核都市一覧

道府県	市数	市名
北海道	3	札幌☆、函館、旭川
青森	2	青森、八戸
岩手	1	盛岡
宮城	1	仙台☆
秋田	1	秋田
山形	1	山形
福島	3	福島、郡山、いわき
茨城	2	水戸、つくば
栃木	1	宇都宮
群馬	4	前橋、高崎、伊勢崎、太田
新潟	3	新潟☆、長岡、上越
富山	3	富山、高岡、射水
石川	1	金沢
福井	1	福井
山梨	1	甲府
長野	2	長野、松本
岐阜	1	岐阜
静岡	4	静岡☆、浜松☆、沼津、富士
愛知	5	名古屋☆、豊橋、岡崎、豊田、春日井
三重	2	津、四日市
滋賀	1	大津
京都	1	京都☆
大阪	7	大阪☆、堺☆、八尾、東大阪、岸和田、吹田、茨木
兵庫	4	神戸☆、姫路、尼崎、西宮
奈良	1	奈良
和歌山	1	和歌山
鳥取	1	鳥取
島根	1	松江
岡山	2	岡山☆、倉敷
広島	3	広島☆、呉、福山
山口	3	山口、下関、宇部
徳島	1	徳島
香川	1	高松
愛媛	1	松山
高知	1	高知
福岡	3	福岡☆、北九州☆、久留米
佐賀	1	佐賀
長崎	2	長崎、佐世保
熊本	1	熊本☆
大分	1	大分
宮崎	1	宮崎
鹿児島	1	鹿児島
沖縄	1	那覇
計	82	

（資料）内閣府「中枢中核都市について（18年12月18日）」より作成  
 （注1）☆は政令指定都市を示す。  
 （注2）東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の昼間人口比率0.9以上の市が対象。

の魅力が高めるまちづくりに取り組むことができる。ただし、中枢中核都市に人口が集まる「ミニ一極集中」を招く恐れもあり、周辺市町村が疲弊することがないよう創意工夫する必要もある。

以上紹介した2つの新施策によって、東京一極集中に歯止めがかかるのか、今後の動向が注目される。